

○警察において身体を拘束されている者の食料に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第3号

昭和34年2月1日

改正 昭和35年7月警察本部訓令甲第5号、40年5月14日第11号、平成5年4月1日警察本部訓令第5号、6年3月31日第8号、7年4月1日第13号、8年4月1日第8号、9年3月28日第5号、10年4月23日第13号、11年4月1日第20号、12年3月31日第9号、13年3月27日第6号、14年3月29日第10号、15年3月31日第9号、16年4月1日第11号、17年3月30日第8号、18年2月1日第1号、3月29日第8号、21年3月19日第2号、26年3月5日第4号、令和2年3月3日第2号、令和6年2月29日第3号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する訓令を次のように定める。

警察において身体を拘束されている者の食料に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費（以下「食料費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(食料費の額)

第2条 食料費の上限額は、日額1,236円とし、朝食の額については412円、昼食の額については412円、夕食の額については412円とする。ただし、特別の理由があるときは、これらの額を超えることができる。

(承認に関する手続書)

第3条 警察署長は、前条ただし書の規定により食料費の額を増額しようとするときは、札幌方面にあっては北海道警察本部長、その他の方面にあっては方面本部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認申請及びこれに対する承認は、承認（申請）書（別記様式）によるものとする。ただし、急を要するときは電話等により行い、事後速やかに承認（申請）書を提出又は交付するものとする。

3 前項の規定による承認に関する事務は、北海道警察本部留置管理課及び方面本部の警務課において行うものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和34年2月1日から施行する。

2 警察において身体を拘束されている者の食料の増額について（昭和29年北海道警察本部訓令第5号）は、廃止する。

附 則（昭和35年警察本部訓令甲第5号）

1 この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き作成された文書（各種申請書及び帳簿等を含む。）で現に効力を有するものは、この訓令の規定に基き作成されたものとみなす。

3 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き調整された公印は、新たに調整されるまでの間使用することができる。

4 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き調整された各種用紙等は、残部の

ある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和40年警察本部訓令甲第11号）

この訓令は、昭和40年5月14日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（平成5年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成10年4月23日から施行し、改正後の第2条の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成11年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年3月19日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略